

5 みんなで守り育てる環境づくり

① 地球温暖化対策の推進

目標

市町村・県民・民間事業者などあらゆる主体と連携・協働し、二酸化炭素排出量を削減します。

現状と課題

地球温暖化は、異常気象の発生や感染症による健康被害のリスクの拡大など、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題として、現在、国際社会全体で、その原因となる二酸化炭素を主とした温室効果ガスを削減するための取組が進められています。

こうした中、本県の平成21年(2009年)の二酸化炭素排出量は、平成2年(1990年)と比べて6.1%増加しており、特に、民生部門では、業務系及び家庭系の二酸化炭素の排出量の増加率が高く、それぞれ62.5%、39.0%と、全国平均の31.7%、27.6%を上回っています。一方、本県の特徴として、臨海部に製造業が集積しているなどの理由から、産業部門の二酸化炭素排出量の割合は67.0%と、全国平均の33.9%に比べ極めて高い状況にあります。排出量は0.4%減少しています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内においても火力発電所の増設や発電量の増強が行われており、二酸化炭素排出量の削減は難しい状況にあります。県・市町村・県民・民間事業者などあらゆる主体が連携し、二酸化炭素排出量の削減に向けて、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

取組の基本方向

温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、県・市町村・県民・民間事業者などあらゆる主体が自主的かつ積極的に行う再生可能エネルギー^{*}の導入や省エネルギーの取組を推進します。

また、国全体の議論を踏まえながら、本県における温室効果ガス排出量の削減に向けた総合的な施策を推進するため、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」を策定します。

さらに、企業と連携するなど本県の特徴を生かした環境学習^{*}を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全などに取り組みます。

主な取組

1 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進による温室効果ガスの削減

県・市町村・県民・民間事業者などあらゆる主体が再生可能エネルギーの導入や既存エネルギーの高度利用、省エネルギー設備の整備などを推進するよう、関係機関・団体等と連携・協働して取り組みます。

また、国全体の議論を踏まえながら、関係機関・団体などと連携して取り組んでいくため、新たな「千葉県地球温暖化*防止計画」を策定し、実行に必要な支援策を検討します。

- 市町村・県民・民間事業者などが実施する再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入の支援
- 民間事業者による県有資産(土地・施設)を活用した再生可能エネルギー設備の導入促進
- 千葉県地球温暖化防止計画の策定
- 県自らが実施する再生可能エネルギー・省エネルギーの取組
- 国の基金事業を活用した防災拠点への再生可能エネルギー等の導入推進
- 新規支援施策の検討
- 九都県市による広域で連携した取組
- バイオマスの利活用の推進(再掲)
- 地元企業や地域による主体的な太陽光発電、風力発電等の活用の取組に対する支援(再掲)
- 民間事業者の太陽光発電や風力発電等の導入に係るワンストップ窓口での相談や情報提供(再掲)



現代産業科学館の太陽光発電装置

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

地球温暖化

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。

二酸化炭素は、発電のために石油などを燃やしたり、ガソリンを燃料に自動車を動かしたり、ガスや灯油で暖房したりするときなど、あらゆる場面でエネルギーが使われて発生しています。

そこで、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなどに県全体で取り組むことが大切です。



2 千葉県の特徴を生かした環境学習の推進

持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりをめざして、環境学習に取り組んでいる県民・市民活動団体・民間事業者・教育機関などと連携して、地球温暖化対策の視点を中心に、主体的に行動できる人づくりやネットワークづくりを推進します。

また、民間事業者と連携した取組や、家庭における省エネルギーをはじめ身近な問題をテーマとした学習を進めるなど、千葉県の特徴を生かした環境学習を推進します。

- 環境学習における連携・協働の推進
- 環境保全に取り組む人づくり
- 環境学習に関する情報の提供
- 環境学習推進のための調査・研究
- 環境学習の拠点となる施設の連携強化

3 森林などによる二酸化炭素吸収源の確保

二酸化炭素の吸収源として平成25年(2013年)以降も適用される「適正に管理された森林」*を確保するため、間伐の実施を支援します。

また、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象*にも有効な都市の緑化を市町村と連携を図りながら推進します。

- 森林吸収源対策としての間伐の推進
- 都市の緑の保全・創出(再掲)



適正に間伐されたスギ林



環境学習に取り組む子どもたち

② 資源循環型社会の構築

目標

廃棄物の減量化や再資源化を推進し、「もの」を大切に作る社会を築きます。
産業廃棄物の適正処理に向けた取組を推進します。

現状と課題

県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の減量化が図られ、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

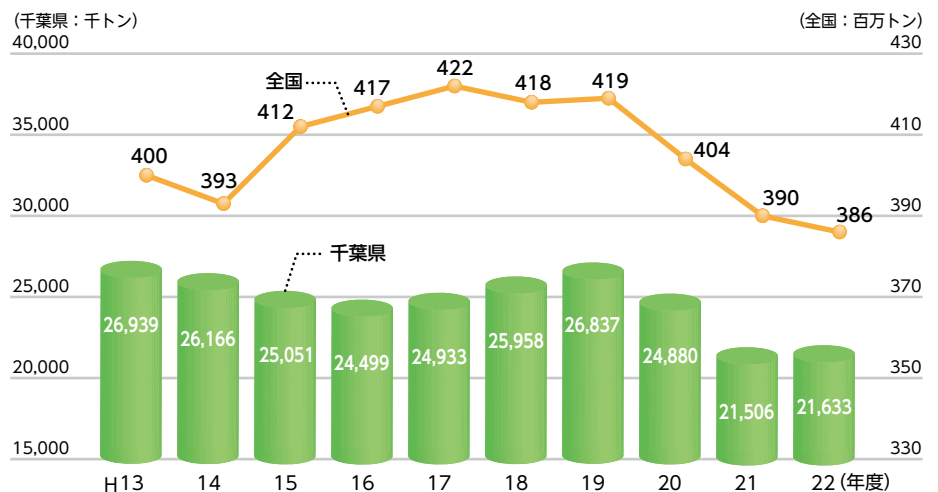
一般廃棄物について、平成23年度の県民一人1日当たりのごみの排出量は、976グラムと、平成12年度を機に減少傾向にあり、ごみの減量化等に関する県民の意識が向上してきていると思われませんが、資源循環型社会への転換を更に進めていくためには、今後もより一層、3Rの推進に取り組むことが重要です。

一方、産業廃棄物については、排出量の削減や再資源化に向けた取組が進められていますが、今後は、高度経済成長期に建設された住宅や施設などが更新の時期を迎える中で、再資源化率の向上がこれまで以上に求められています。

また、平成23年度の産業廃棄物の不法投棄量は、8,380トンと平成11年度をピークに減少傾向にあるものの、小規模でゲリラ的な不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き監視体制を強化する必要があります。

社会が持続可能な発展を遂げていくためには、限られた資源を有効に使い、資源循環型社会を構築しなくてはなりません。

産業廃棄物の排出量の推移(全国・千葉県)



資料：環境省・千葉県

取組の基本方向

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物についてはできる限り資源として再利用・再生利用を行っていく、いわゆる「3R」を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rの徹底に努めてもなお発生する廃棄物については、適正処理に向けて、事業者に対する指導を徹底するなどの取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民や市町村などとの連携による監視や取締りの強化に努めます。

主な取組

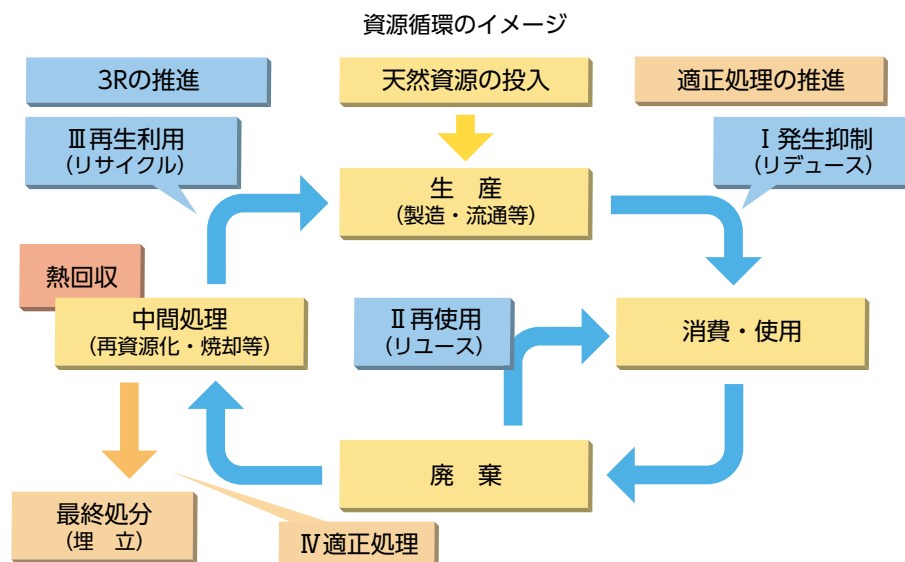
1 資源循環の基盤となる産業づくり

限りある資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会の構築に向けて、溶融スラグ*など各種リサイクル製品の利用促進を図ります。

また、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。

さらに、様々な産業から排出される、家畜排せつ物、食品残さ*、林地残材*等の多様なバイオマスについて、資源として一層の利活用を推進します。

- 溶融スラグ等再生資材の利用促進
- 先進的なリサイクル技術の普及促進
- 事業系一般廃棄物の削減促進
- バイオマスの利活用の推進





ロゴマーク



ちばレジ袋削減エコスタイルのキャラクター(モラワン)

2 3Rを推進するためのライフスタイルづくり

3Rを推進するため、県民一人ひとりが資源循環型のライフスタイル(ちばエコスタイル^{*})へと転換することを目指し、これまで進めてきたレジ袋や食べ残しなど食品ごみの削減に加え、日常生活でできる多様な3R行動の実践を提案していきます。

- ちばエコスタイルの多様な3R行動の提案
- ちばレジ袋削減エコスタイルの推進
- ちば食べきりエコスタイルの推進

3 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、電子マニフェスト^{*}の普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

さらに、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」への対策を強化するため、千葉県不法ヤード対策協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、ヤードの適正な設置を図るための条例を制定します。

- 産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施
- 産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施
- 優良処理業者の育成
- 千葉県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施
- 警察や関係機関と協働したヤードへの合同立入の実施
- ヤードの適正な設置を図るための条例の制定



ヤードへの立入状況

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

ちばエコスタイル

限りある大切な資源を繰り返し利用する資源循環型社会に変えていくためには、3Rの取り組みが欠かせません。

県では、「誰でも、すぐに、簡単に」を合言葉に、身の回りのできることを実践するライフスタイル「ちばエコスタイル」の推進に取り組んでいきます。



4 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

大規模な不法投棄は大きく減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄は現在も後を絶たないことから、県民・市町村などと連携して、きめ細かな監視・指導を行って、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。

また、不法投棄による被害が拡大しないよう、悪質な業者に対しては、許可の取消しや早期検挙を行います。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者などに対し廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の調査を行います。

- 監視・指導の強化
- 市町村等との連携による監視体制の強化
- 不適正処理箇所における被害の拡大防止
- 環境事犯等に対する取締りの推進
- 大規模不法投棄箇所の定期的な環境調査

5 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生する土やコンクリート塊などの建設副産物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県施設の流域下水道終末処理場や工業用水道・上水道浄水場から発生する汚泥を、固形燃料や培養土、セメント原料等として再資源化することを推進します。

- 建設副産物の再資源化や縮減の取組
- 下水汚泥固形燃料化の推進
- 上水道浄水場発生土の再資源化の推進
- 工業用水道浄水場発生土の培養土化の推進



不法投棄された廃棄物

③ 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

目標

本県の豊かな自然環境を保全し、自然との共生を図ります。
良好な大気環境や、騒音の少ないくらしの確保を図ります。
河川・湖沼・海域などの水環境や、土壌・地下水などの地質環境を保全します。

現状と課題

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など豊かで多様な自然に恵まれ、生活の基盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えています。

一方、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われている本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、平成24年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は8回と全国ワースト1位であり、平成23年度の水質の環境基準達成率も75.3%と全国の88.2%を下回っており、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてはいまだ沈下が継続しています。

また、成田国際空港(以下「成田空港」という。)や東京国際空港(以下「羽田空港」という。)等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

さらに、野生鳥獣の増加や外来生物*の侵入により、農作物や生活環境の被害が依然として拡大しており、生態系への影響も懸念されています。

これらの課題を解決し、豊かで美しい千葉の自然をしっかりと子どもたちに引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、県民、行政、企業など様々な主体が、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させていくとともに、自然との共生に向けて、連携して取り組む必要があります。

また、東京湾に残された貴重な干潟、浅海域である三番瀬については、自然環境の再生・保全を目指し、引き続き具体的な取組を進めていく必要があります。

取組の基本方向

県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、本県の豊かな生物多様性と健全な生態系を保全するとともに、野生鳥獣や外来生物による農作物等被害対策に取り組めます。

さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進します。

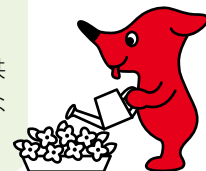
また、騒音の少ない暮らしを確保するため、自動車騒音の継続した監視を行うとともに、航空機騒音については固定測定局での常時監視に加え短期騒音実態調査の実施等により騒音監視体制を充実させ、騒音軽減のための取組を推進します。

三番瀬については、自然環境の再生・保全が図られ、地域住民が親しめる海域となるよう、地元や関係者と連携しながら取組を進めます。

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

千葉県環境問題

近年の環境問題は、複雑多様化しています。
新たな環境問題に対応するため、県では、PM2.5の調査・研究や常時監視、放射性物質のモニタリングなどを行っています。
また、本県の豊かな自然環境を保全し、自然と共生するため、自然公園等の整備や野生鳥獣の適切な管理に取り組んでいます。



主な取組

1 自然公園等の快適な利用促進

美しい景観を有する自然公園や、優れた天然林・希少な野生動植物が生息・生育している自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進し、県内外の多くの人たちが、豊かな自然に安全かつ快適に親しみ、自然への理解を深められるよう、自然公園等の快適な利用を促進します。

- 国定公園・県立自然公園・自然環境保全地域などの保全
- 国定公園・県立自然公園内の自然公園施設の整備
- 首都圏自然歩道の整備

2 人と自然との共生

私たちのくらしや文化を支えている本県の豊かな生物多様性と健全な生態系を次世代に引き継ぐため、県民・企業・大学・行政など様々な主体との連携・協働により、絶滅のおそれのある希少な野生生物の保護・回復など生物多様性の保全に係る取組を推進します。

また、在来のニホンザルとの交雑が生じているアカゲザルや人に危害を及ぼすおそれのあるカミツキガメなどの特定外来生物の防除を進めるとともに、野生鳥獣の適切な管理等による農作物等被害の軽減に取り組みます。

- 生物多様性と生態系の保全の推進
- 絶滅のおそれのある希少な野生生物の保護・回復
- 野生鳥獣の適切な管理
- 特定外来生物の防除

3 良好な大気環境の確保

光化学スモッグの発生状況やPM2.5などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、環境基準の達成に向け、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するためエコカー・エコドライブの普及などを促進します。




- 光化学スモッグの低減対策の推進
- 大気汚染発生源対策の推進
- PM2.5の監視体制の整備
- 自動車環境対策の推進
- アスベスト対策の推進
- 化学物質総合対策の推進



PM2.5の常時監視測定局
(勝浦小羽戸測定局)

自然公園位置図



番号	公園名
①	水郷筑波国定公園
②	南房総国定公園
③	県立大利根自然公園
④	県立富山自然公園
⑤	県立嶺岡山系自然公園
⑥	県立養老溪谷奥清澄自然公園
⑦	県立高岩山自然公園
⑧	県立九十九里自然公園
⑨	県立印旛手賀自然公園
⑩	県立笠森鶴舞自然公園
	国定公園区域
	県立自然公園区域
	鉄 道
	主要道路・国道

4 騒音の少ないくらしの確保

成田空港、羽田空港、下総飛行場周辺地域での騒音を監視し、必要に応じて関係機関に航空機騒音の低減対策を要請します。特に、羽田空港については、再拡張後の県内への騒音影響を踏まえ、関係25市町と連携し、国に対して騒音の軽減を求めています。さらに、成田空港及び羽田空港の発着枠拡大や航空機運航ルートの変更など、航空機騒音を取り巻く環境の変化に対応するため、航空機騒音の監視体制を充実させます。

また、道路沿道における自動車騒音の監視を行います。

あわせて、騒音、振動、悪臭対策として、市町村への技術的支援等を行います。

- 航空機騒音対策の推進
- 自動車騒音の常時監視
- 騒音・振動・悪臭対策の推進

5 良好な水環境・地質環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の監視や工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対する指導を実施します。特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、生活排水や工場・事業場排水の汚濁物質の削減を進めるとともに、雨水によって市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減に取り組みます。

また、地下水の監視、事業者に対する地下水汚染未然防止対策の指導、汚染された地下水の浄化に取り組むとともに、土壌汚染対策を推進します。

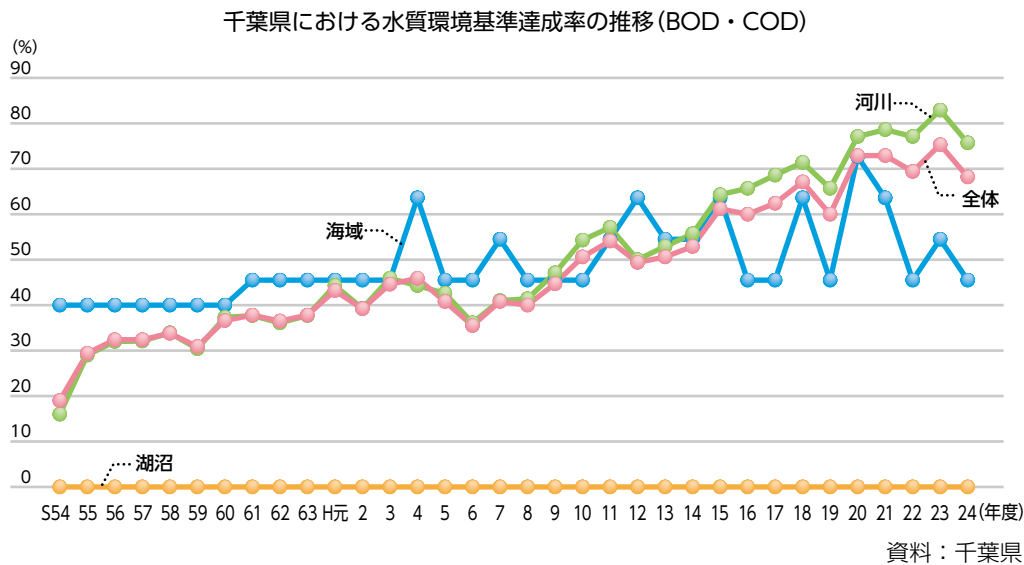
地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

さらに、県の流域下水道終末処理場における処理方法の高度化を推進します。

- 河川・湖沼・海域の水質監視
- 工場・事業場排水の水質規制
- 生活排水対策の推進
- 東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進
- 地下水の水質監視、汚染未然防止対策及び浄化対策の推進
- 土壌汚染対策の適切な指導
- 地盤変動状況の監視と地下水・天然ガスかん水の揚水規制等
- 下水の高度処理化の推進



千葉県水質調査船「きよすみ」



6 新たな環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象などの新たな環境問題や、東日本大震災によって発生した液状化問題、環境放射能問題に適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

また、県民の環境問題に関する理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促進するため、これまでに環境研究センターが行った研究成果などを広く県民に分かりやすい形で提供します。

- PM2.5、ナノ粒子*に関する調査研究の実施
- ヒートアイランド現象に関する調査研究の実施
- 液状化・流動化現象の調査研究の実施(再掲)
- 空間放射線量や公共用水域の水・底質等の放射能調査の実施
- 公開講座の開催及び環境研究センターニュースの発行
- 小・中学校及び地域での研修会への講師派遣

7 三番瀬の再生

東京湾に残された貴重な干潟、浅海域である三番瀬が、豊かな海域となるよう、地元をはじめ、関係者と連携しながら、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生などの施策を進めます。

- 市川市塩浜護岸の改修
- 豊かな漁場の再生
- 自然環境の調査
- ラムサール条約*への登録促進
- 三番瀬再生・保全のための広報活動



三番瀬